

論 説

河南省人民陪審団制度 —— 中国人民陪審員制度改革の一兆候——

水 島 朝 穂
孔 曉 鑫

- 一 人民陪審員制度の現状と問題点
 - 二 河南省人民陪審団制度誕生の経緯
 - 三 河南省人民陪審団制度の概要
 - 四 人民陪審団制度と人民陪審員制度の比較
 - 五 人民陪審団制度をめぐる議論
 - 六 運用の状況と問題点
- むすび——人民陪審団制度の課題と展望
人民陪審団制度の試行業務の展開に関する河南省高級人民法院の意見（試行）

はじめに

中国の司法に関心のある人々にとって人民陪審員制度はポピュラーであるが、人民陪審団制度について知っている人は必ずしも多くはないだろう。

2009年から中国の河南省では、人民陪審団制度と呼ばれるものが試行されており、それは中国の司法界と法学界の関心を引いている⁽¹⁾。この河南

（1） 陝西省においても、2010年から人民陪審団制度が採用されている。陝西省における人民陪審団制度は、誕生の背景については、河南省のそれと共通する部分も多く、また、制度自身も類似しているので、両者の間には本質的な差異がないとみられる。河南省で試行された人民陪審団制度が制度としては先行していたため、その河南省の制度が中国において大きな影響力を有しているとみられ、陝西省の人民陪審団制度に大きな影響を与えたのであろう。なお、本稿筆

省の人民陪審団制度の概要は、次のとおりである。すなわち、法院は、まず、各事件の公判において、各基層法院がそれぞれ有する500人以上の人民陪審団の構成員の名簿の中から人民陪審団の構成員を無作為抽選し、最終的には奇数の人数である9人、11人又は13人の規模の人民陪審団を構成する。次いで、法院は、その人民陪審団を裁判に参加させ、人民陪審団は、評決と量刑について独自に意見を発表する。最後に、人民陪審団の当該意見を、合議廷が裁判において参考とする⁽²⁾。

以下、人民陪審員制度の現状および問題点を述べ、人民陪審団制度がその問題点を踏まえながらいかにして誕生したのか、人民陪審団制度がどのような制度であるのか、人民陪審団制度に関して一体どのような議論が交わされ、実際の運用においてどのような問題が生じているのかを紹介することとしたい。

一 人民陪審員制度の現状と問題点

人民陪審団制度は、中国全国で実施されている人民陪審員制度を改革することを目的として、人民陪審員制度とは別に、かつ地域的に試行されている改革の一つである。河南省高級人民法院の院長である張立勇は、「現行の人民陪審員制度には、その制度設計と客観的制約ゆえに、陪而不審（立ち会っても審理しない）、審而不議（審理に参加しても、評議しない）というような問題が生じており、そのことが河南省で人民陪審団制度が推進されていることの主要な動機である」と指摘している⁽³⁾。

者の孔は、河南省の人民陪審団制度の現地調査を行ったが、その際詳細な関連文献が得られた。そこで本稿では検討の対象をおもに河南省の人民陪審団制度とすることにした。もっとも、制度の類似性がみられるため、河南省の人民陪審団制度と陝西省の人民陪審団制度についての一般的な部分については本文で述べることとする。

- (2) 参照、『河南省高級人民法院關於開展人民陪審団制度試点工作的意見（試行）』（2010年4月24日）。

人民陪審員制度の改革としての人民陪審団制度をより良く理解するために、以下ではまず、中国での人民陪審員制度の内容とその問題点を簡単に紹介することにした。

1 人民陪審員制度の現状

2004年8月28日の第10期全国人民代表大会（以下全人代）第11回会議において、全人代常務委員会は『全国人民代表大会常務委員会關於完善人民陪審員制度的決定（人民陪審員制度を改善するための全人代常務委員会の決定）』（以下『決定』）を可決した。2005年5月1日に、『決定』は、人民陪審員制度についてのはじめての特別法として施行され、1980年代からあま

（表一） 人民陪審員制度に関する立法と司法解釈

2004-8-28	『全国人民代表大会常務委員会關於完善人民陪審員制度的決定（人民陪審員制度を改善するための全人代常務委員会の決定）』（『決定』）
2004-12-16	『最高人民法院，司法部關於人民陪審員選任，培訓，考核，工作的實施意見（人民陪審員の選任，研修，考課の實施に関する最高人民法院，司法部の意見）』（『意見』）
2005-1-6	『最高人民法院關於人民陪審員管理弁法（人民陪審員の管理に関する最高人民法院の弁法）（試行）』（『弁法』）
2005-4-15	『財政部，最高人民法院關於人民陪審員經費管理有關問題的通知（人民陪審員の經費管理の諸問題に関する財政部，最高人民法院の通知）』（『通知』）
2010-1-12	『最高人民法院關於人民陪審員參加審判活動若干問題的規定（人民陪審員が裁判活動に参加する若干の問題に関する最高人民法院の規定）』（『規定』）
2010-1-13	『最高人民法院政治部關於人民陪審員工作若干問題的答復（人民陪審員の業務における若干の問題に対する最高人民法院の返答）』（『答復』）
2010-6-29	『最高人民法院關於進一步加強人民陪審工作的若干意見（人民陪審に関する業務を一層強化するための最高人民法院の若干の意見）』（『若干意見』）

（3） 曲昌榮「爭議声中走近“人民陪審団”」<http://cpc.people.com.cn/GB/64093/64387/11492280.html>（最終閲覧2013年7月8日）。

り実施されなくなっていた人民陪審員制度に対してより一層の整備がなされることとなった⁽⁴⁾。

『決定』を円滑に実施するため、最高人民法院は、単独で、あるいは他

(表二) 現行の人民陪審員制度の概要

目的	国民が法に基づき裁判活動へ参加することを保障し、司法の公正を促進すること
適用事件	①社会的影響が大きな刑事・民事・行政事件の第1審 ②刑事事件の被告人や、民事事件の原告または被告、および行政事件の原告が、人民陪審員の参加する合議廷での審理を申し立てた事件の第1審
選任要件	①憲法を擁護すること ②満23歳以上であること ③品行良好、公正正派（正義・真剣）であること ④健康であること ⑤一般的に、〔大学専科 ⁽⁵⁾ 以下「大專」〕を含め）大專以上の学歴を有すること。この条件を実行するのが困難な地域、および高齢者と高い威信がある国民に対しては、この学歴条件を適切に緩和することができる。
合議廷構成	人民陪審員は合議廷（3人～7人）の3分の1以上
選任方法	自薦・（基層組織の）推薦に基づき、法院と司法行政機関の審査を経て、同級の人代によって任命される。個々の案件の担当については、任命された者の中から抽選で決定される。
権限	裁判長を担当できないということ以外は、裁判官と同一。
評決の方式	多数決
評決の内容	有罪か無罪か、有罪の場合は量刑も評決する
任期	5年

(4) 中華人民共和国建国（1949年）前の中国における陪審制の前史の詳細については、参照、孔曉鑫「中国における陪審制の立法構想の歴史検討（1）」早稲田大学大学院『法研論集』143号（2012年）181-203頁、同「中国における陪審制の立法構想の歴史検討（2・完）」早稲田大学大学院『法研論集』144号（2012年）99-124頁。なお、建国後の人民陪審員制度の歴史については、詳しい検討を別稿で予定している。

(5) 日本の専門学校に相当する。中国では、普通の四年制の大学を「本科」と呼ぶことに対して、三年制或は二年制の短大を「大学専科（大專）」と呼ぶ。

の部門と協働して一連の規範的な司法解釈などを公布した。これらにおいては、表一に示すように、人民陪審員の選任や、権限、研修、考課（人民陪審員の業績の評定）、管理そして制度を実施する上で生じた問題などが規定されていた。

『決定』や、関連する司法解釈などによれば、現行の人民陪審員制度の内容は、表二のように要約することができる。

即ち、現行の人民陪審員制度の概要は以下のとおりである。人民陪審員制度の適用事件は、社会的影響が大きな刑事・民事・行政事件⁽⁶⁾の第1審、あるいは、原告または被告によって人民陪審員制度の適用が申し立てられた事件の第1審である。裁判を行う合議廷は、その構成につき当該合議廷の3分の1以上が人民陪審員であれば合法である。人民陪審員は裁判長を担当することができないとされているものの、裁判官と同じ権限を有し、事件を審理する際に、事実の認定と法律の適用につき、独立して評議権を行使することができる。人民陪審員は、裁判官と同じ投票権を有し、評議においては、多数決で評決する。人民陪審員の任期は5年で、再任については特に規定はないが、否定されているわけではない。

2005年5月に『決定』が実施された後、人民陪審員制度は「司法の民主化」⁽⁷⁾の一つのシンボルとされ、立法機関と各級法院がこれを重視し、全

（6）どのような事件が社会的影響の大きいものであるかについては、規定はなく、運用上、法院が判断している。

（7）「司法の民主化」というスローガンは現在の中国では常に使われている。2005年10月國務院は『中国的民主政治建設』（白書）を発表し、「司法の民主化」を目指す司法改革の方向性が確立され、人民陪審員制度は司法の民主化の重要な制度の中の一つであると見なされている。2009年『人民法院第3次5年改革綱要（2009-2013）』の公布は「司法の民主化」という改革を更に推進した。2009年の『最高人民法院關於進一步加強民意溝通工作的意見』（法發（2009）20号）においても、人民陪審員制度の改善などの司法の民主化を実現する方法が提出された。2010年3月11日、最高人民法院の院長王勝俊は「最高人民法院工作報告」において、「司法の公開と司法の民主的な制度を改善し、更に人民陪審員の効果を發揮し、民意の疎通を強化し、公開で透明な司法をやり遂げる」と述べた。以上のように、「司法の民主化」は現在の中国の司法改

国で普及した。人民陪審員の毎年の増員、陪審事件数の増加は、各法院において重要な実績とされている。表三は近年の「最高人民法院工作報告」と2012年10月国务院新聞弁公室が公布した『中国的司法改革』（白書）⁽⁸⁾に基づき作成した統計であるが、2005年から2012年の人民陪審員の人数と陪審事件数は年々増加していると見られる。

（表三） 2005～2012年人民陪審員の人数、陪審事件数と陪審率

	人民陪審員の人数	陪審事件数	陪審率 ⁽⁹⁾
2005年	45697	164,630	
2006年	48211	339,965	19.73%
2007年	55681	377,040	19.31%
2008年	55681	505,412	22.48%
2009年	7.7万	632,006	26.51%
2010年		912,177	38.42%
2011年	8.3万	111.6万	46.50%
2012年	8.5万	148.7万	

2 人民陪審員制度の問題点

人民陪審員制度は前述のように、重視されているとしても、その運用にあたって、以下で述べるような様々な問題が生じたため、苦境に陥っているといわれている。

（1）人民陪審員の不十分な「代表性」

a 学歴 原則として人民陪審員が大学以上の学歴を求められて

革に対する当局の主たる方針になっているのである。

- （8）「最高人民法院工作報告」は毎年、各級人代が行われるとき、各級法院によって、同級の人代に前年度の仕事の状況の報告として行われることである。また、『中国的司法改革』（白書）に関する内容は、『法制資訊』2012年10月、20頁参照。

- （9）人民陪審員制度が適用された率のこと。

いる（『決定』第4条2項）。実際、人民陪審員のうち、大専以上の学歴を持つ者の割合は概ね80%以上である⁽¹⁰⁾。しかし、中国ではそもそも、大専以上の学歴がある人口は全国の総人口の約8.73%でしかない⁽¹¹⁾。このことは、圧倒的多数の中国の国民にとっては、人民陪審員となり裁判に参加する機会など存在しないということを意味している。

b 構成 裁判の主導者でもある人民陪審員の資格審査機関である法院が人民陪審員の選任について審査する際に、裁判の効率化に貢献する人⁽¹²⁾や、裁判を当局の政策に沿うようにする政治的自覚が高い人⁽¹³⁾を選ぶ傾向は避けられないだろう。実際、最終的に選ばれた人民陪審員がエリートによって占められることになってしまい、職業分布にも偏りが見られ、公務員、事業単位の職員が多数を占めている。そのうち、党と政府部門の幹部の比率が実際には高いという問題が、最も顕著である⁽¹⁴⁾。

他方、農民は、中国で半分以上の人口を占めているにもかかわらず、人民陪審員の中で占める比率は非常に低いものである⁽¹⁵⁾。

-
- (10) 最高人民法院政治部編『全国法院人民陪審工作會議經驗交流材料』（1）。この資料は直接には公表されていないため、劉方勇（湖南省高級人民法院）「社会転型背景下人民陪審員制度二元構造論——兼談司法大衆化与職業化的衝突与融合」（全国法院系統，第22期學術討論會征文，2010年8月20日）6頁を参照した。
- (11) 大専以上の学歴がある人口は119,636,790人であるのに対し、全国の総人口は1,370,536,875人である。参照，「2010年第6次全国人口普查主要数公報（2010年第6回全国国勢調査主要なデータ官報）（第1号）」（中華人民共和國国家統計局，2011年4月28日）。
- (12) 例えば，法律知識を持つ人や，説得力のある権威者，各分野の専門家，そして時間がある退職者などである。
- (13) 例えば，人代代表，政協委員，党と政府部門の幹部である。
- (14) 16省において，党と政府部門の幹部の比率は大体40%～60%である。前掲注10，7頁参照。
- (15) 9省において，農民が人民陪審員の中で占める平均の比率は10.5%である。前掲注10，7頁参照。

c 任期 人民陪審員の任期は5年とされ、再任も否定されていない。実状を見ると、法院は、効率性を求め、ベテランの人民陪審員を希望するため、人民陪審員の再任がしばしば行われている⁽¹⁶⁾。このように、人民陪審員のうち相当数の者が10年あるいは10年以上にわたって人民陪審員の職を担っている状況の結果として、他の国民が人民陪審員になる可能性が、その分減少していると考えられる。

(2) 「陪審専業戸」

人民陪審員が実際に裁判に参加する際は、さまざまな現実的な要因⁽¹⁷⁾のため、事件ごとに無作為抽選を実施することができず、裁判官に指名されるのが常態になり、結果として、「陪審専業戸」と一般にいわれるような、陪審を生業とする人民陪審員が少なくない状況となっているのである。

(3) 人民陪審員の機能が正しく発揮されていない

a 人民陪審員の「陪而不審、審而不議」(立ち会っても審理しない、審理に参加しても、評議しない)

裁判官の中には、人民陪審員の意見を尊重しない者がしばしば存在するとされている。人民陪審員も、自らの法的知識が不十分であると考えて、裁判官の権力・知的な権威に屈してしまい、勇気をもって意見を提起することがなくなってしまっている。人民陪審員は裁判に対して実質的な影響力がないと感じることになる。

(16) 2009年末、北京市で選任された第2期の人民陪審員は1267名であったが、そのうち、663名(52.3%)は第一期の人民陪審員の留任である。「北京1267名陪審員岗前受訓」『民主与法制時報』2010年2月1日。

(17) 例えば、抽選された人民陪審員が本職などの原因で出廷できないことで、裁判が繰り延ばされることになる。

b 人民陪審員が法院の人手不足の埋め合わせになってしまっているという事情

法院では案件が激増しているため、人民陪審員が本来この制度が構想していた法院の監督者としてではなく、法院の人手不足を埋めて、合議廷の構成、法律文書の送達人、審理中の書記、判決後の執行者などの役割を果たしているという事情がある。

以上のように、広範に国民を「代表」できない人民陪審員の中においても、「陪審専業戸」が常に陪審を独占している。その上、裁判に参加する人民陪審員の「陪而不審、審而不議」現象という問題が存在している。そのため、人民陪審員制度において国民の意識を裁判に反映することは、困難であると思われる。したがって、人民陪審員制度は、全国で実施されてはいるものの、その制度設計の初志—国民が裁判活動に参加し、司法の公正を促進する—から遠く離れてしまっていると一般に指摘されており、制度の立法目的は十分に実現されていないのである⁽¹⁸⁾。

二 河南省人民陪審団制度誕生の経緯

近年、中国では、国民の社会に対する不満の聲が高まりつつあり、「涉诉信訪」⁽¹⁹⁾が明らかに増加していることが一般に知られている。このこと

(18) なお、本章で述べた人民陪審員制度とその問題点については、詳しい検討を別稿で予定している。

(19) 涉诉信訪とは、人民法院、人民檢察院、警察と司法行政部門の管轄になる信訪事件である（参照、『涉法涉诉信訪案件終結弁法』第2条 中国共産党中央委員会政法委頒布 政法〔2005〕9号 2005.2.16）。ここで信訪とは、公民、法人またはその他の組織が、書簡、電子メール、ファクシミリ、電話および訪問等の方法により、各級人民政府、県級以上人民政府の部門に状況を報告し、提案および意見の申し出をし、または請求を提出し、関係行政機関が法律に基づいてこれを処理する活動をいう。信訪という語は、中華人民共和國國務院令第431号『信訪条例』（2005年1月5日）に由来する。

は、現行の人民陪審員制度では、国民の司法に対する不満を解決するという制度趣旨を十分には達成できなかったということを意味していると考えられるだろう。そこで、そのような人民陪審員制度に対して様々な観点から議論が行われており、学界の一部では、人民陪審員制度を廃止せよとの主張⁽²⁰⁾さえ存在するところである。

しかし他方で、国民の間に民主と法治の意識が向上するに伴って、国民が司法権に対する監督ないし参加をしたいという熱意もまた高まってきていると一般に指摘されているところである。当局と最高人民法院の掲げる「司法の民主化」というスローガンの下、人民陪審員制度は、引き続き実施されていくと考えられる。このような流れの中、人民陪審員制度をいかに改善すべきであるかというテーマが法学界と司法実務において重要なものとされており、実際に、司法実務においていくつかの改革も試みられている。

その改革の注目すべき試みの一つが、以下紹介する、河南省で2009年から試行されている人民陪審団制度である。ここでは、この人民陪審団制度の誕生の経緯を紹介することにしたい。

1 学界の提唱

2000年前後において、人民陪審員制度を再び活用しようという動きが起こった際に、その動きに合わせて人民陪審員制度の改革が議論され、学界からは人民陪審団制度を取り入れることもすでに提案されていたのであった。

2000年、中国人民大学法学院教授である湯維建は、中国が、英米の陪審

(20) 吳丹紅「中国式陪審制度的省察-以『關於完善人民陪審員制度的決定』為研究对象」『法商研究』2007年第3期（総第119期）130-137頁

趙宝棟「關於陪審制度存廢問題的研究」『天津商業学院学报』2005年 第25卷第1期（2005.1）53-56頁

張建雲「論我国陪審制度的存与廢」對外經濟貿易大学 法律修士論文（2007.10）

制の経験を参考にしてそれを人民陪審員制度に取り入れ、人民陪審員制度を人民陪審団制度へと改革すべきであると主張した。湯によれば、人民陪審団制度は、人民陪審団が裁判において裁判官から独立して事実認定をなす権限を強化し、そのことによって裁判官に対する国民の監督機能を発揮させ、司法の独立と司法の公正という理想を実現すべきものであるという⁽²¹⁾。

さらに、2005年には、湯は、人民陪審団制度と専門家陪審員制度⁽²²⁾の二元的な陪審制を実施すべきであるとも主張した。湯は、「人民陪審員制度は形骸化しており、適切な効果を発揮することが難しくなっている……中国の人民陪審員制度は独立的な権限の付与という方向性をもって改革されるべきである。この点について、英米における制度のありかたを参考にし、人民陪審員の人数を拡大し、人民陪審員に対して、裁判官から独立して事実認定を行う権限を与えるとともに、その事実認定に裁判官が拘束されるという裁判制度が構築されるべきである。人民陪審員制度を人民陪審団制度へと改革することは、人民陪審員制度の改革にとっては重要な措置である。このような改革を行わない限りは、人民陪審員制度は、結局「絵に描いた餅」となってしまうであろう」⁽²³⁾とも主張した。このように、湯は、英米の陪審制を模倣した人民陪審団制度を構想したのであった。

他方、何宏蓮、王威武、裴広軍らの2004年の論文が主張するところによれば、英米流の陪審制は、国民の自由を保障し国民の司法機関に対する信用を高めているので、英米流の陪審制自身の持つその特徴を、中国の現在の社会環境に適合するべく手を加えたうえで、人民陪審団制度として実施することが可能である、という⁽²⁴⁾。

(21) 湯維建「英米陪審団制度的価値論争—兼議我国人民陪審員制度的改造」『人大法律評論』2000年第2輯 278頁。

(22) 専門家陪審員制度は、法律以外の領域の専門家が陪審員として、裁判に参加する制度のことをいう。

(23) 湯維建「应当制定『人民陪審員法』」『團結』2005年3号 12-13頁

(24) 何宏蓮、王威武、裴広軍「人民陪審団制度在我国可行性研究」『東北農業大

また、中国人民大学法学院教授である何家弘は、2005年に施行された『決定』は、中国の陪審制における「陪而不審」の問題を改善しておらず、陪審制の目的とする価値も体现できていないため、改革の必要性は依然として存在している、と指摘した。何は、人民陪審団、人民陪審員と専門家陪審員から構成された「三元一体」の陪審制を創立すべきであるとする。人民陪審団については、中級人民法院に設置され、重大な刑事事件だけに適用されるべきであるとし、〔人民〕陪審〔団〕員については、基層人民法院の〔人民〕陪審員の名簿の中から無作為の抽選より組織されるべきであり、「一案一選〔一つの事件ごとにより組織する〕」という方法が採用されるべきであるとし、〔人民〕陪審団については、事件の事実認定について責任を負い、裁判官と明確な職能の分業がなされるべきであるとする⁽²⁵⁾。また、何家弘などの学者は『中華人民共和国陪審法（草案）』の意見稿を提出し、その第3章「人民陪審団制度」の第31条から第60条までにおいて、人民陪審団制度の適用範囲、人民陪審団の構成と職権、選任などについて、詳しく規定し、人民陪審団制度のモデルを構想した。この意見稿の第39条では、人民陪審団の職権範囲は事実認定のみに限られ、法律問題は裁判官の判断によることになっている⁽²⁶⁾。

以上の学者の提案における「人民陪審団制度」という概念は、本稿の主たる検討対象である河南省の人民陪審団制度と同じものを意味するわけではなく、それらはすべて英米の陪審制を模範として構想されたものである。そしてそれらは、人民陪審団に裁判官から独立した事実認定の権限という裁判権を与える陪審制と理解すべきである。

学学報（社会科学版）』2004年第2巻第4期 111-112頁

(25) 何家弘「中国陪審制度的改革方向—以世界陪審制度的歷史發展為借鑒」『法学家』2006年第1期 149-154頁

(26) 何家弘 主編『中国的陪審制度向何处去—以世界陪審制度的歷史發展為背景』中国政法大学出版社 2006年7月 335-352頁、参照。

このような「人民陪審団」に実質的裁判権を与えるという改革の主張は、2005年の人民陪審員制度の改善に対する『決定』前後においては、学界の主流とはなっておらず重視されていなかった。しかしながら、『決定』が実施された後8年間を経過してもなお、人民陪審員制度には、先に指摘したような重大な問題が残されていたのである。司法機関によって行われる人民陪審員制度の表面的な改正ではこれらの問題には対処できないと考えられたことから、人民陪審員制度の本質を突破する改革—河南省人民陪審団制度—が行われることになった。この河南省の人民陪審団制度の誕生は、前述の学者達が提唱した人民陪審団制度と同じものではないものの、これらの学者の理念とは、少なからず関連性を有しているものと思われる。

2 河南省における人民陪審団制度の実施

（1）初めての人民陪審団制度の適用—梁紅亜死刑判決の第2審⁽²⁷⁾

2009年2月17日、8人の人民陪審団⁽²⁸⁾が、はじめて裁判に参加した。その裁判は、河南省高级人民法院が梁紅亜に対して第1審で下した死刑判決の上訴審の審理であった。法廷の審判が正式に始まる前に、当該事件の裁判長である潘家玲は、インタビューに応じて以下のように説明した。即ち、今日は、現地の人代代表、政協委員、幹部と国民の代表に対して、この上訴審の審判に参加してもらうべく招聘を行った。その審判が終わった後、当該事件の第1審の判決に対して、彼らにそれが適切であるかどうかの意見を求める。彼らの意見は第2審の合議廷にとっては合議の根拠の一

(27) 肖智勇「“陪審団”参加死刑二審的首次嘗試」『法律与生活』2009.4（上）33頁、参照。

(28) 人民陪審団制度の初めての適用は、あくまで裁判官の個別の試みとして行われたものであった。後に人民陪審団制度という概念が提出されたことは、この最初の試みが肯定されたことを意味する。制度の具体的内容は2009年6月の『關於在刑事審判工作中實行人民陪審団制度的試点方案』で提出されていた。したがって、人民陪審団制度の上記の初試行における裁判における人数などの形式は、後に正式化された人民陪審団制度の形式とは異なる部分を有している。

つになる、と。この裁判が、中国で初めて人民陪審団制度を採用した事件である。

潘家玲によれば、「死刑は、犯罪者の生命を剥奪する最も厳しい刑罰の手段であり、死刑事件の裁判は、政策性が強く、極めて鋭敏であり、ますます社会の各界の広範な関心を集めている。現地の人代代表、政協委員、幹部と国民の代表を死刑の第2審裁判に参加させるのは、「馬錫五審判方法」⁽²⁹⁾を学んだ結果である。彼らはよく現地の状況を知っているため、犯罪者に死刑判決を下すべきかどうかという問題に対し、発言権がある。彼らの意見は、法院が法律に基づき、慎重に死刑の事件を裁判できることに役に立ち、死刑判決のよりよい法律効果と社会（影響）効果を確保できる。その上、彼らの参加を通して、法制の宣伝と国民の法制観念（順法意識）を強めることなどにも役に立ち、警告の効果を果たすことができる」。

潘家玲のこのような発想は、河南省高級人民法院の院長である張立勇の強力な支持を得たのであった。張は、人民陪審団のモデルを死刑の第2審で試みることを、法院内の多くの異議を排除しつつまずは支持したものの、適切な時期に、刑事裁判一般においてこの人民陪審団制度を適用すると決意したのであった。

（2）河南省で人民陪審団制度の推進

2009年6月、河南省高級人民法院は、『關於在刑事審判工作中實行人民陪審団制度的試点方案（刑事裁判における人民陪審団制度の実施に関する試験的な方案）』を公布し、鄭州、開封、新郷、商丘、駐馬店、三門峽の6市の中級法院と基層法院で、人民陪審団制度を試行した。人民陪審団制度を試行していた各法院は、2010年3月までに、人民陪審団の構成員名簿を創設し、人民陪審団の構成員は2.4万人に達した。これらの法院においては、1000人以上の人民陪審団員が、107件の刑事事件の裁判に参加した⁽³⁰⁾。

(29) 馬錫五審判方式の詳しい内容は、田中信行「中国民事訴訟法の制定意義と特徴」『アジア経済旬報』1241号（1982年）9頁を参照。

(30) 「河南法院將推廣陪審団制 判刑時法官聽陪審団意見」『河南商報』2010年3

2010年3月25日、河南省高級人民法院は、人民陪審團の試行の動員會議（人民陪審團制度を使うように働きかけるための會議）を開封で開催し、『河南省高級人民法院關於開展人民陪審團制度試点工作的意見（人民陪審團制度の試行業務の展開に関する河南省高級人民法院の意見）（試行）』（以下、『試点意見』）を制定した。後にも紹介するように、この『試点意見』の制定によって、河南省の人民陪審團制度の骨格ができあがり、人民陪審團が参加する事件の範囲もまた、刑事事件から民事および行政事件へと拡充した。

2010年4月24日、『試点意見』は、『河南省高級人民法院關於開展人民陪審團制度試点工作的通知（人民陪審團制度の試行業務の展開に関する河南省高級人民法院の通知）』（以下、『試点通知』）と共に、河南省の各級法院に配布された。この『試点通知』は、河南省の全省の法院において人民陪審團制度を全面的に試行することを決定したものであり、それによれば、河南省の各法院は、高級人民法院であれば5件以上、中級法院であれば10件以上、そして基層法院であれば5件以上、刑事事件の審理において人民陪審團を参加させなければならないと要求されていた。

2010年5月までに、河南省全省の122の法院において、人民陪審團は複雑かつ難しい裁判に361件参加し、その中の95%の事件の当事者は、判決を承諾し上訴しなかった⁽³¹⁾。2011年1月19日、河南省高級人民法院の院長の張立勇が河南省第11期人代第4回會議においておこなった報告によれば、全省163人民陪審團の構成員の名簿の人数の合計は29万人に達し、3027件の裁判に人民陪審團は参加した⁽³²⁾。

3 立法機關に対する提案

2008年3月、全国両会⁽³³⁾において、前述の湯維建は、全国政協委員と

月26日

鄧紅陽「本報專訪河南省高院院長張立勇」『法治週末』2010年6月10日

(31) 鄧紅陽「本報專訪河南省高院院長張立勇」前掲注30

(32) 「河南省高級法院工作報告解讀 司法為民服務大局」『河南日報』2011年1月20日

して、「完善陪審制度實現司法民主（陪審制の改善と司法民主（化）の實現）」という書面による意見を提出し、上述の人民陪審団制度と専門家陪審員制度を二元的に実施すべきであるという意見を重ねて述べた⁽³⁴⁾。

2010年3月の全国両会の期間において、陝西省高级人民法院院長の安東は、全人代代表として、第11期全人代第3回会議にて、「人民陪審団の制度を創立し、より多くの国民が直接裁判に参加する機会をつくる」と述べ、中国人民陪審団制度を提案した。この提案は、全人代の代表達の熱烈な関心を引いていた⁽³⁵⁾。

2012年3月の全国両会の期間に、全国政協委員である湯維建や、全人代代表である張立勇および安東は、またそれぞれ提案を行い、人民陪審団制度を設立すべきであるとするほぼ同じ内容の提唱を行った⁽³⁶⁾。そのうち、湯の提案は、最高人民法院は全国規模で人民陪審団制度を試行すべきであるとしたうえで、『關於人民陪審制改革試点的意見（人民陪審員制度の改革試点に関する意見）』という司法解釈を公布し、この司法解釈を通じて、地方の法院に対して人民陪審員制度の改革の権限を与え、〔河南省〕人民陪審団制度の法的な地位を認めるうえ、当該制度の試行に対して直接に公開された形で具体的な指導を与えるべきであると主張するものであり、その他にも、経費の補助も必要であると述べていた⁽³⁷⁾。

(33) 全人代と中国人民政治協商會議（略称「全国政協」）という二つの会議。

(34) 「湯維建委員：完善陪審制度實現司法民主」http://www.china.com.cn/2008-lianghui/2008-03/16/content_12791679.htm（最終閲覧2013年7月8日）

(35) 「全人代代表安東建議“建立人民陪審団制度”」『華商報』2010年3月5日

(36) 「湯維建委員：建議推廣人民陪審団制度試点」http://www.legaldaily.com.cn/zt/content/2012-03/07/content_3410319.htm?node=36686 法制網 2012年3月7日（最終閲覧2013年7月8日）

「張立勇：建立人民陪審団制度 讓人民声音響起来」2012年3月3日『南方都市報』

「安東代表建議建立中国特色人民陪審団制度」http://www.legaldaily.com.cn/zt/content/2012-03/08/content_3414791.htm?node=36708 法制網 2012年3月8日（最終閲覧2013年7月8日）

(37) 「湯維建委員：建議推廣人民陪審団制度試点」前掲注36

最高人民法院は、人民陪審団制度を正式なものとしては承認しなかったものの、この人民陪審団制度の試行は否定されることはなく、人民陪審団制度の試行と改革は続けられたのであった。

三 河南省人民陪審団制度の概要

以下では、河南省高級人民法院が2010年4月24日に公布した『試点意見』において明らかとなった河南省の人民陪審団制度の概要について、紹介することにした。

1 人民陪審団制度の対象事件

『試点意見』第6条、第7条、第8条によれば、次の事件において、人民陪審団は組織され、人民陪審団が裁判に参加し評議意見を出すとされている。すなわち、

- ① 刑事事件の場合、重大な社会的影響がある事件、群体利益（公共と団体の利益）に関わる事件、当事者の間の対立が激しく社会の調和と安定に影響を及ぼす事件、人代の代表・政治協商委員会の委員・メディアの関心を引く事件、当事者が何度も申訴（再審請求）あるいは信訪した事件、被告人またはその弁護人が証拠を挙げ、無罪と主張する事件、婚姻・家庭・町内での紛糾が争われ、被告人に対して処罰の軽減の可能性がある事件、当事者が人民陪審団の参加を申請した事件、そして人民陪審団の参加がふさわしいと思われるその他の事件（第6条）。
- ② 重大、複雑、困難な行政事件（第7条）。
- ③ 当事者間において紛争が激化した民事・商事事件の再審事件、またはメディアが重大な関心を集めた民事・商事事件の再審事件（第8条）。

他方、『試点意見』の第9条によれば、簡易な手続による裁判や、審理が非公開とされた裁判、そして人民法院が人民陪審団の参加が適当でないと判断する事件の場合には、人民陪審団は参加しないとされる。

このように、人民陪審団制度の対象事件は刑事、民事、行政の事件とされ、それぞれの事件において人民陪審団制度が適用される要件は、具体的に規定されている。そのうち、刑事事件の場合のみ、人民陪審団制度の適用を求める申請権を当事者は有していると規定している（第6条）が、このような規定は、民事・行政事件についてはないこと（第7条および第8条）は、同制度を適用するか否かは法院の裁量にゆだねられていると考えられる。

また、人民陪審団制度の適用は第1審に限定されるということではなく、第2審の場合にも人民陪審団制度が適用されることはあり得る。前述の河南省におけるはじめての人民陪審団制度の適用事件—梁紅亜死刑判決—も第2審であった。

2 人民陪審団の構成員

（1）人民陪審団の構成員になる要件

人民陪審団の構成員となる要件は以下のとおりである。即ち、中華人民共和国憲法を擁護すること、23歳～65歳の中国の公民であること、一般的に、中学以上の教育レベルであること、品行が良好であり、公道正派（正義・真剣）で、刑事処罰を受けたことがないこと、健康であること、熱心で、人民陪審団の仕事に参加する時間があること、である（第12条）。

もっとも、国家公職人員と人民陪審員は、合算して、人民陪審団の構成員の名簿の30%を超えてはならないとされている（第10条第2項）。そして、人代常務委員会の委員、人民法院、人民検察院、公安機関、国家安全機関と司法行政機関の職員などは人民陪審団の構成員になることはできない（第14条）。

（２） 人民陪審団の構成員の選任手続

人民陪審団の構成員の選任手続については、以下のように規定されている。人民陪審団の構成員となる要件を満たす者は、村民委員会あるいは住民委員会から推薦され、郷・鎮・街道弁事処⁽³⁸⁾の審査を受け、そして基層法院の決定などの手続を経て、中級法院に報告・登録された後、人民陪審団の構成員の名簿に登録される（第10条第3項）。

中級法院は、管轄する区域における基層人民法院の人民陪審団の構成員に対して招聘状（当該個人が人民陪審団制度の構成員であることを示す辞令）を授与する。また、招聘期間（人民陪審団の構成員の任期）は3年間である（第10条第4項）。

（３） 人民陪審団の構成員の人数

各合議廷の人民陪審団の構成員の人数については、以下のように定めている。

人民陪審団が裁判に参加する場合、人民法院は、人民陪審団の構成員名簿の中から無作為で20～30人を抽選し、そのうえで、各構成員の忌避事由の有無や、裁判に出席できるかどうかなどの状況を踏まえ、最終的には9～13人（奇数）の人民陪審団を選出する（第15条第1項）。また、各県、区人民陪審団の構成員の名簿は、最低500人以上に登録する旨を規定されている（第10条第2項）。

3 人民陪審団の意見表明権

（１） 人民陪審団の評決意見の形式

人民陪審団は裁判に参加し、法廷尋問の後、直ちに人民陪審団会議を開く。人民陪審団全員による選出、あるいは裁判長による指名に基づいて団長が決定され、その団長が人民陪審団会議を主宰する。人民陪審団の構成

(38) 郷・鎮・街道弁事処は直轄市や地級市などの区、及び県級市の行政派出機関であり、法律に規定される権限と上級政府が付与した権限に基づき、管轄区内の業務を行う。

員は、証拠の認定や、事実の認定、法律の適用、裁判の結果などについて討論したうえで、人民陪審団の意見を書面に記す。人民陪審団全員がこの書面意見に署名する（第27条第1項）。

人民陪審団の書面意見は全員一致の意見であってもよいし、構成員は様々な意見を述べることもできる（第27条第2項）。極端に言えば、全員がそれぞれ全く異なった意見を書くこともできるのである。

人民陪審団会議が終わった後に、団長が書面意見を裁判長に提出する（第27条第3項）。事件の状況と条件⁽³⁹⁾に応じて、人民陪審団の意見は法廷で発表され得る（第28条）。

（2）人民陪審団の評決意見の採用方式

人民陪審団の提出した意見は、合議廷が事件を評議する際に、必ず参照しなければならない（第29条第1項）。人民陪審団の意見を採用しない場合には、合議廷は不採用の理由を説明することが求められている（第32条第2項）。もっとも、合議廷は、人民陪審団の意見を、必ずしも採用しなければならないわけではない、という点には注意が必要である。

人民陪審団の意見が全員一致でない場合、合議廷は、様々な意見について、事実と法律の根拠を全面的に考慮し、合理的な意見を採用する（第29条第2項）。

次いで、合議廷は、法院の裁判委員会および上級法院に対してその事件を報告する際に、人民陪審団の書面意見もあわせて報告する（第29条第3項）。人民陪審団の意見（全員一致の意見あるいは多数意見）と合議廷の結論が一致しない場合、法院の裁判委員会は、その事件について、人民陪審団の意見と合議廷の結論のいずれが適切であるのかを討論し決定しなければならない（第30条）。

なお、判決には、人民陪審団の意見は明記されることはない（第31条）。また、判決の効力が成立した後に、人民法院は速やかに判決の複写を人民

(39) ただし、この「状況」および「条件」の詳細については、『試点意見』では触れられていない。

陪審団の構成員へ郵送しなければならない（第32条第1項）。

以上のように、人民陪审员制度は、9～13人の人民陪审员が合議廷から独立して、判決の形成にあたって、自分の意見を述べるという制度である。これには、人民陪审员が合議廷の構成員として裁判官と同じ権限を持つ人民陪审员制度とは明らかな違いがある。また、人民陪审员の意見表明権は、裁判の全体（事実認定と法律問題）に対する意見であり、この意見は判決の参考になるだけで、判決に対して法的な拘束力がない。これも、英米の陪審制における陪審団が事実認定だけではあるが決定的な権限を有しているのとは異なっている。

四 人民陪审员制度と人民陪审员制度の比較

人民陪审员制度を人民陪审员制度の改革として理解する場合、人民陪审员制度はどのような点で優れていると考えられるか。ここでは、人民陪审员制度と人民陪审员制度の比較について整理した次の表四を用いて、人民陪审员制度と人民陪审员制度を比較することにした。

1 人民陪审员制度の広範な「代表性」

（1）学歴要件

人民陪审员の構成員の資格要件は、人民陪审员に要求されている「大專以上」という学歴から、「中学以上」の学歴へと引き下げられている。中国では、大專以上の学歴がある人口はおよそ全国の総人口の8.73%でしかないことに対して、中学以上の学歴がある人口は、全国の総人口の約60.36%を占めている⁽⁴⁰⁾。このことからみても、この学歴要件の引き下げによって、人民陪审员の構成員として裁判に参加できる国民は、人民陪审员

(40) 全国の総人口：1,370,536,875人、中学以上の学歴がある人口は827,279,214人である。参照、前掲注11。

(表四) 人民陪審団制度と人民陪審員制度の比較

	人民陪審団制度	人民陪審員制度
適用事件の審級	第 1 審・第 2 審	第 1 審
選任要件	①憲法を擁護すること ②満23歳～65歳の中国公民であること ③品行良好、公道正派（正義・真剣）、刑事処罰を受けたことがないこと ④健康であること ⑤一般的に、中学卒業以上であること ⑥熱心で、人民陪審団の仕事に参加する時間があること	①憲法を擁護すること ②満23歳以上であること ③品行良好、公道正派（正義・真剣）であること ④健康であること ⑤一般的に、大専以上の学歴を有すること
消極要件	①人代常務委員会の委員、法院・検察院・公安機関・国家安全機関・司法行政機関の職員などは人民陪審団の構成員になることはできない ②国家公職人員と人民陪審員は、合算して、人民陪審団の構成員の名簿の30%を超えてはならない	以下の者は人民陪審員になることはできない。 ①人代常務委員会の委員、法院・検察院・公安機関・国家安全機関・司法行政機関の職員と弁護士 ②刑罰を受けたことがある者 ③公職から除籍されたことのある者である
任期	3 年	5 年
法廷構成	合議廷＋人民陪審団（9～13人）	（3人～7人の）合議廷（裁判官＋3分の1以上の人民陪審員）
選任手続	①推薦 ②郷・鎮・街道弁事処の審査 ③基層法院の決定 ④中級法院の登録と任命 ⑤案件ごとに抽選	①推薦・自薦 ②基層法院と司法行政機関の審査 ③中級法院の認可 ④人代の任命 ⑤案件ごとに抽選
人数	①各基層法院の人民陪審団の構成員の名簿の人数は500人以上 ②案件ごとに9～13人（奇数）の人民陪審団	①各基層法院の人民陪審員人数は該当法院の裁判官の2分の1以上 ②案件ごとに合議廷（3人～7人）の3分の1以上
権限	証拠の認定や、事実の認定、法律の適用、判決に対し、意見を出す	裁判長を担当できない以外、裁判官と同権限である。合議廷で有罪か無罪か、有罪の場合は量刑も評決する
拘束力	①合議廷は評議する際に、人民陪審団の意見を参照し、採用しない場合には、理由を説明しなければならない ②合議廷は事件を報告する際に、人民陪審団の書面意見もあわせて報告する ③直接法廷で人民陪審団の意見を発表することができる	①合議廷では、裁判官と同じ投票権を有し、多数決で判決を決定できる ②人民陪審員の意見は評決の記録文書に残るが、判決には書かない

員制度と比べ非常に大きく増加した。中国では、義務教育制度は9年制を採用しており、中学までの教育を受けることは国民の義務であり社会活動に参加する基本条件である。このことを踏まえるとき、上記学歴要件の引き下げは、「代表性」をより広く確保するという目的に照らして、合理的であると思われる。

（2）選任手続

i. 選任手続の簡略化

人民陪審団の構成員の名簿は、村民委員会あるいは住民委員会から推薦され、郷・鎮・街道弁事処の審査を受け、基層法院の決定などの手続を経て、作成される。ここで重要なのは、要件適合性の審査について、人民陪審員の審査が法院によって行われるのに対して、人民陪審団の構成員については、郷・鎮・街道弁事処が審査するという点である。

人民陪審団の構成員の候補者は、依然として、アメリカの陪審制や日本の裁判員制度などのように抽選に基づいて選出されるわけではない。もっとも、現行の人民陪審員制度と比べると、候補者の審査権は、裁判の主導機関である法院から、郷・鎮・街道弁事処に移譲されている。郷・鎮・街道弁事処は、候補者の状況をより正確に把握できるであろうし、特に、農村部における候補者の状況を適切に把握できるため、より多くの農民が人民陪審団の構成員として裁判に参加できるようになると思われる。そして、法院にとって都合の良い者が選ばれる傾向にあるという人民陪審員制度における問題も、人民陪審団制度においては法院が審査に関与しない以上避けられるであろう。

ii. 案件ごとの抽選可能

人民陪審員制度の場合、各基層法院の人民陪審員の人数は当該法院の裁判官の2分の1以上と規定され、各地方によって人数は違うが、40～70人の場合が多い。抽選された人民陪審員が、何らかの事情で出廷を辞退する事態が相次いだ場合、抽選が機能する余地が少なくなる。それに対して、人民陪審団制度の場合は、構成員の名簿が最低500人以上と多くなったこ

とから、人民陪審員制度におけるように、人数が少ないために人民陪審員の抽選の余地が狭まり、「抽選」が実質的には「指名」となってしまう、「陪審専業戸」が現れるという問題がある程度解決できるのである。

(3) 国家公職人員、人民陪審員の比率の上限設定

人民陪審団制度では、国家公職人員と人民陪審員は、合算して、人民陪審団の構成員の名簿の30%を超えてはならないとされている。

これは、人民陪審団の構成員の職業分布を多様化させるためのものであり、人民陪審員制度において人民陪審員となっている者が、実際には公務員ばかりであるという問題を踏まえたものである。この措置によって、党と政府の裁判への影響力がある程度抑えられるものと思われる。

そして、人民陪審団制度において人民陪審員の割合を制限するのは、人民陪審員制度において生じている問題が人民陪審団制度にも生じることを防止することになると考えられる。人民陪審団制度においては、国家公職人員や人民陪審員の比率の上限設定によって、国民の意見が反映されるという「代表性」が不十分であるという問題が改善を見ているものと考えられる。

(4) 任期の短縮

人民陪審団の構成員の任期は3年間であり、人民陪審員の5年間の任期より短い。これは、人民陪審員制度における陪審員の任期長期化や「陪審専業戸」の問題を解決しようという目的を具体化したものであり、国民にとって人民陪審団の構成員に選ばれる機会が増加するものと思われる。

2 人民陪審団の実質化された権限

(1) 人民陪審団意見の独立性

人民陪審員制度のもとでは、合議廷が事件を評議する場合、僅か1～2人の法律の素人である人民陪審員が専門家である裁判官と対峙することになり、裁判官の意識に影響を受けずに自らの意見を陪審員が述べることは困難である。

これに対して、人民陪審団制度のもとでは、陪審団は9～13人の構成員から構成されることにより、少人数であると述べにくいような意見も述べるのが容易になることから、人民陪審団の発言力はより強いものとなり、組織としての統一性もより強固となり得るものと思われる。このような人民陪審団が独立して書く書面意見は、裁判官から独立し、より自分の意見を出しやすくなると思われる。

（2）人民陪審団意見の事実上の拘束力

意見の事実上の拘束力について、すでに述べたとおり、人民陪審員制度では人民陪審員は合議廷で裁判官と同じ権限を持つと規定されているが、人民陪審員が裁判で裁判官をどれほど拘束しているのかといえば、実際のところ、それほどでもない。

これに対して、人民陪審団の提出した意見についても、合議廷は、評議において参照し、その意見を採用することはできるものの、当該意見が合議廷を法的に拘束するわけではないとされている。この点からすれば、確かに、人民陪審団は、裁判権を行使しているわけではないと考えられる。あくまで人民陪審団は、裁判に参加し、意見を提出するだけであり、その提出された意見が評議において参照され採用されるという可能性が開かれているだけなのである。しかし、そうはいつでも裁判権を行使していない人民陪審団の意見に、拘束力が全くないわけではないのである。以下のよう

に、事実上の拘束力は確かに認められるように思われるのである。

第1に、人民陪審団の書面意見は、卷宗（事件審理の書類ファイル）の副卷（付属公文書）として保存される（第27条第4項）。この規定により、人民陪審団の書面意見は事件の卷宗とともに扱われることになり、記録の検証可能性が残ることになる。事実上、その意見を無視したり不十分な理由に基づいて否定したりすることはできなくなるのである。また、法院の裁判委員会および上級法院への事件の報告義務の対象として、人民陪審団の意見も含まれており（第29条）、合議廷の意見が人民陪審団の意見と一致しないときには、法院の裁判委員会は、その事件について、人民陪審団の

意見と合議廷の結論のいずれが適切であるのかを討論し決定しなければならない（第30条）。人民陪審団の意見が不採用とされる場合は、合議廷のみならず法院の裁判委員会もまたその意見が不適切であると認める場合に限られている。したがって、上級機関の判断を介在させ、当該合議廷の判断だけに意見の採否を判断させないという点において、人民陪審団の意見に事実上の拘束力を見ることができよう。

第2に、人民陪審団の意見を採用しない場合においては、当該合議廷は、その不採用理由の説明義務を負っていること、また、人民陪審団の構成員に判決の複写を送付する際に不採用理由も合わせて送付される（第32条）ことがあげられる。ここでは、人民陪審団が納得できる程度の詳しい理由付けが必要とされていると思われる。このような説明義務が存在するがゆえに、人民陪審団の意見は合議廷において詳細に検討されることになるはずであり、判決それ自体に採用されるか否かは別としても、合議廷に対して事実上の影響を与え得るものである。

第3に、場合によっては法廷で人民陪審団の意見を発表することができる旨の規定（第28条）が存在していることがあげられる。この場合にも、人民陪審団の意見が採用されないとすれば、不採用理由をあわせて述べる必要性が、事実上生ずるであろう。この場合、意見を述べた人民陪審団のみならず、当事者や傍聴している一般市民をも納得させる必要があるので、合議廷は人民陪審団の意見及び不採用理由をより丁寧に説明しなければならないであろう。この意味でも、事実上の拘束力はあると考えられる。

3 小括

以上のように、人民陪審団制度は、人民陪審員制度の資格要件や選任手続と任期について生じていた諸問題をある程度改善するものであることから、人民陪審団はより広い範囲の国民を「代表」とできると期待できる。また、人民陪審団は、裁判官から独立して一般の国民の意見を反映し、合議

廷に対して事実上の拘束力を持っていると考えられる。したがって、人民陪審員制度において見られた、人民陪審員の「代表性」がないという問題、さらに人民陪審員の意見は裁判で反映できないという「陪而不審」や「審而不議」などの問題については、人民陪審団制度は改善を見ているものと思われる。

五 人民陪審団制度をめぐる議論

河南省の人民陪審団制度については各界において、様々な議論がなされている。司法機関では、例えば河南省高級人民法院のウェブサイトによると、多くの裁判官が、人民陪審団制度の積極的効果を認め、人民陪審団制度が（１）司法の民主化と政治の民主化を促進できる、（２）国民の意識を裁判に反映できる、（３）当事者が判決を認め、控訴事件と「渉訴信訪」を減らすことができる⁽⁴¹⁾、（４）裁判官の言行と仕事の態度を監督することに役に立つなどと、高く評価している⁽⁴²⁾。人民陪審団の構成員も、（１）法律の宣伝と教育、（２）司法監督、（３）裁判の公開と公正などの面において、人民陪審団制度を積極的に評価している⁽⁴³⁾。

他方、学界において、2009年2月に河南省で人民陪審団制度が初めて試

(41) 2010年3月までに、人民陪審団制度を試行していた各法院は、人民陪審団の構成員名簿を作成し、人民陪審団の構成員は2.4万人に達した。これらの法院においては、1000人以上の人民陪審団員が、107件の刑事事件の裁判に参加した。それらの107件の刑事事件に対しては、一つの信訪もなされなかったのである。「河南法院將推廣陪審團制 判刑時法官聽陪審團的意見」前掲注30

鄧紅陽「本報專訪河南省高院院長張立勇」前掲注30

(42) 以上については、河南省高級人民法院のウェブサイトの「人民陪審」のコラム（<http://www.hncourt.org/public/index.php?LocationID=3200000000>）に掲げられた諸資料から本稿筆者が適宜要約したものである。

(43) 河南省開封市人民陪審団構成員に対するインタビューによる。参照：鄧紅陽「河南回應陪審團制度質疑：与英美陪審制度有本質區別」『法制日報』2010年3月26日、林瑩「人民陪審員制度新举措及其評價」華東政法大學 修士論文（2011.4）37頁

行された後、激しい議論が行われた。そこで以下では、学界における人民陪審団制度の問題点と長所についての議論を総括し、河南省高级人民法院長である張立勇による問題点の議論に対する反論を紹介したい。

1 人民陪審団制度の問題点についての議論

河南省の人民陪審団制度が実施された後に北京大学の教授である汪建成が執筆した「非驢非馬 的“河南陪審団”改革当慎行（ロバにも馬にも似ていない“河南陪審団”という改革の行いは慎むべき）」は同制度を批判した代表的な論文であり、全面的に同制度を批判している。この論文では、以下の（１）（２）（３）のように、同制度の欠点の指摘がなされている⁽⁴⁴⁾。

（１）人民陪審団制度の性質の不明確性

河南省の人民陪審団制度は、陪審制とも参審制とも似ていない。人民陪審団には有罪・無罪を決定する裁判権もなく、量刑を決定する裁判権もない。

（２）人民陪審団制度の適用される審級の不合理性

陪審制あるいは参審制の適用は第１審のみに限られている国が多いが、河南省の人民陪審団制度は第２審にも導入しており、立法の根拠を欠いているだけではなく、世界各国で形成されている陪審制に対する共通認識にも背離している。

（３）関連する制度の不備と合法性の問題

陪審制の適用にあたっては、判例法に基づくこと、集中審理主義などの諸原則に基づくことに加え、憲法上の明確な根拠が必要である。刑事裁判において陪審団制度が適用可能な制度を中国は持たず、憲法および法律上、裁判権は裁判官と人民陪審員のみが有する。ところが河南省法院で実

(44) 以下の（１），（２），（３）の論点は、特別な説明がない限り、汪建成が主張している論点である。汪建成「非驢非馬的“河南陪審団”改革当慎行」『法律学』2009年５月 15-21頁

施されている人民陪审员制度では、裁判官と人民陪审员に加えて、人民陪审员団もまた、裁判官に対する事実上の拘束力を有するという点においてある程度の裁判権を有することになったとも言いうる。このような司法改革は、司法権に関する現行法制上の限界を越えるものであり、刑事訴訟法において定められている諸原則を深刻な形で乱す恐れがある。憲法および法律の関連規定を改正しない限り、地方の高級人民法院が司法改革を行うことは、憲法上の必要な根拠を欠くものであり、改革の正当性が疑問視されるのは避けられない。

さらに、同制度の問題点は他の論文でも指摘されている。

（４） 人民陪审员制度の裁判制度における地位の不明確性

人民陪审员団の、裁判における役割および権限・義務は不明確であり、現在の裁判制度では十分に対応できない。また、人民陪审员団と人民検察院・弁護士との関係、そして人民陪审员制度と既存の人民陪审员制度との関係が明確には規定されていない⁽⁴⁵⁾。

（５） 地域性から生ずる不平等

河南省の人民陪审员制度に関して、省高級法院から市中級法院、基層法院に至るまで多くの地方法院が、それぞれの法院の置かれた状況に応じて「人民陪审员制度試行弁法（人民陪审员制度の試行方法）」を公布している。しかし、地域によって司法の法制度が異なることになるため、このことは被告人に対して不平等となる可能性がある⁽⁴⁶⁾。

2 河南省高級人民法院長・張立勇の反論

人民陪审员制度の種々の側面についての様々な批判に対して、河南省高

(45) 人民大学法学院 ネット2010年 5 月25日 <http://www.law.ruc.edu.cn/research/ShowArticle.asp?ArticleID=24834>（最終閲覧2013年 7 月 8 日）

(46) 劉琳「中国設立刑事陪審団の可行性及実例分析」中国政法大学修士論文（2011. 3） 8 頁

級人民法院の院長である張立勇は、人民陪審団制度に対して寄せられた疑問について反論したが、その反論は以下のようにまとめられる⁽⁴⁷⁾。

(1) 法律上の根拠

人民陪審団の意見は、合議の際の一票として理解されるのではなく、合議廷が評議する際、重要なものとして参照されるにすぎないのである。人民陪審団制度を試行することについては、その根拠となる具体的な法律上の規定が存在していないが、憲法と法律の明文規定あるいは禁止規定には違反していない。

(2) 人民陪審団制度の効果の重要性

陪審制なのか参審制なのかという人民陪審団制度の性質よりも、その実際上の効果こそが重要である。どのような制度であっても、司法の民主化の実現や問題の解決に資するものであり、国民から支持を得ているものであれば良い制度であり、良いモデルである

(3) 人民陪審員制度の「団式改造」⁽⁴⁸⁾

河南省の人民陪審団制度は人民陪審員制度の基本的な精神と権力の分配モデルを維持したうえで、陪審制の〔陪審団の人数が多いという〕合理的な内容を全体的に吸収・参考し、実際上の必要性に沿った新しい陪審モデルを形成するということである。

以上の張立勇の人民陪審団制度という改革の発想は、中国では改革の一つの形となっている。中国では、地方が憲法と法律の明文的な禁止に違反しない範囲内で、各地方の状況に応じて、実施している改革を中央が黙認する、あるいは反対しないことがあり、地方で試行中の改革の効果をみ

(47) 以下の1, 2, 3の論点は、特別な説明がない限り、張立勇の反論である。
参照「河南高院院長回应学界对“人民陪審団”試点質疑（河南省高級人民法院の院長は学界における「人民陪審団」試行の質疑に対する答え）」『法制日報』2010年6月11日

(48) 「団式改造」とは、裁判に参加する国民を多く増やす改革のことをいう。

て、全人代が立法する可能性もあるのである。

3 人民陪審団制度の長所についての議論

他方、人民陪審団制度の長所は多くの学者によって、大要以下のように認められている。

（1）人民陪審員制度の改善

人民陪審団制度の実施は、人民陪審員制度において、「陪而不審，審而不議，議而不決（合議しても，判決しない），決而不順（判決しても，従わない）」という運用上の問題を克服するものである⁽⁴⁹⁾。また，人民陪審団制度を積極的に推進しながら，国民の意識の転換，そして〔人民陪審員制度の〕「陪聴⁽⁵⁰⁾」という制度の形骸化状況を「陪審」へと徹底的に変えるという本質的な変化を期待できるとされている⁽⁵¹⁾。人民陪審団制度は，現行の人民陪審員制度の全面的な変革を避けつつも，諸問題はある程度改善し，人民陪審員制度を補完するものであり，即ち，合議廷における不合理な人数の制限，人民陪審員の固定的な任期制度・資格要件の高さ・選任手続の行政化⁽⁵²⁾などによって，人民陪審員が法律専門家になる傾向などの問題を改善できる⁽⁵³⁾。人民陪審団制度は人民陪審員制度が典型的な陪審制に発展する初級形態である⁽⁵⁴⁾。

(49) 「湯維建委員：建議推广人民陪審団制度試点」前掲注36

(50) 人民陪審員が裁判において発言をせず，専ら受身の姿勢でいることを指す。

(51) 呂洪民「中国陪審制度的困境与重生」吉林大学 博士論文（2011.10），150頁参照。

(52) ここで「選任手続の行政化」というのは，組織の推薦，法院と司法行政機關の審査などの手続きによって，最終的に選ばれた人民陪審員は公職人員の構成比率が高くなっているということであると思われる。

(53) 前掲注45

(54) 湯維建「人民陪審団制度試点的評析和完善建議」『政治与法律』2011年第3号2-11頁

(2) 司法の民主化の推進

人民陪審団制度は人数が大規模であり、人民陪審団構成員の「代表性」が強化されたため、さらに広範な領域の社会情勢と国民意識を裁判システムの中で反映できる。このことは司法の民主化を推進できる⁽⁵⁵⁾。同制度は民主的なメカニズムに基づき国民が裁判により深く参加できる。このことにより人民陪審団制度は裁判の正当性を高め、国民の司法への信頼を高めることができる⁽⁵⁶⁾。人民陪審団制度は司法に対する監督メカニズムを生み出すと同時に、「渉訴信訪」も大幅に緩和できる⁽⁵⁷⁾。

(3) 訴訟法の改善

人民陪審団制度は、この数年来、中国の訴訟法における当事者主義の改革の成果をより一層確固たるものとしてきている。同時に、人民陪審団制度においては、裁判官が陪審団に対して必要な説明と指導をすることや、法廷で人民陪審団の評決意見を発表することなどによって、裁判官の職業レベルを高めている。そして、中国の訴訟でしばしば起こる「先定後審〔先に判決の結果を決めてから裁判する〕」という、ずさんな裁判を克服できる⁽⁵⁸⁾。〔人民〕陪審団制度の効果を発揮するため、早速訴訟法の改正を推進することが必要である⁽⁵⁹⁾。

(4) 司法の独立

人民陪審団の意見に依拠することが上級機関や党・政府機関などの干渉を排除する機能をも持つので合議廷は、上級機関や党・政府機関などの干渉を避けることができ、ある程度は、司法の独立を保障できる⁽⁶⁰⁾。

(55) 洪和 「論我国「人民陪審団」制度的創設，回應与前瞻—以一種實用主義改革進路為視角」『中国法学教育研究』2011年第3期 184-185頁

(56) 「湯維建委員：建議推廣人民陪審団制度試点」前掲注36

(57) 前掲注54

(58) 前掲注54

(59) 何家弘の主張である。引用，陳霄「推動訴訟法修改 發揮陪審団真正作用」2010年6月10日 http://www.legaldaily.com.cn/zmbm/content/2010-06/10/content_2165744.htm?node=7567（最終閲覧2013年3月11日）

(60) 前掲注54

（５）死刑判決と冤罪の抑制

刑事裁判の場合、人民陪審団は、裁判官と比べて被告に対する同情心を持ち、被告の量刑を軽減する弁護意見を支持する傾向がしばしば認められる。人民陪審団制度は、この点から、死刑判決と冤罪の抑制という効果もあると思われる⁽⁶¹⁾。

以上のように、多くの学者は、人民陪審団制度に創造と改革としての長所を認め、当該制度を発展させることを支持している。現行の人民陪審員制度に対する小規模な手直しによるのでは陪審制のあるべき効果と価値を実現することができない以上、人民陪審団制度は人民陪審員制度の改革への探求として、広範に国民を裁判に参加させ、国民の意見を裁判に反映させる効果が期待されているのである。

4 小括

人民陪審団制度の試行に対して、司法機関と人民陪審団構成員は、同制度を大筋で支持しており、また、法学界は、人民陪審団制度について不十分な点を指摘し、その改善を求めつつも、同制度の中国の司法改革における価値を認めている。このことから、司法機関と法学界の主流は、人民陪審団制度という司法改革に対して、積極的な態度をとっていると考えてよいだろう。

六 運用の状況と問題点

人民陪審団制度に対しては、学界において、肯定的な評価が多くなされ

梁剣兵 2011年11月4日に河南省人民陪審団試点工作座談会における発言「關於進一步改進人民陪審団試点工作的若干建議」北大法律信息ネット2011年11月7日 http://article.chinalawinfo.com/Article_Detail.asp?ArticleID=64695&Type=mod（最終閲覧2013年3月11日）

(61) 梁剣兵「關於進一步改進人民陪審団試点工作的若干建議」前掲注60

ており、河南省の各級法院も積極的に試行を行っている。もっとも、それが最終的に中国の現状に適合するかどうかという点や、それが人民陪審員制度の問題を解決できるかどうかという点については、同制度が実際に運用される中でさまざまな試練を経たうえでなければ、評価することができない。また、すでに生じている種々の問題点に鑑みると、一層の改革がなされなければならないものと思われる。

人民陪審団制度の運用状況については、公的な統計の調査報告は現段階ではなされていないため、公表されている人民陪審団制度が適用された判決および、学歴と職種が記載されている人民陪審団の構成員の名簿から、推察するほかない。

そこで、本稿では、2009-2011年の河南省の人民陪審団制度が適用された95件の裁判の判決、三つの法院の人民陪審団の構成員の名簿、および同制度の運用の経費に関するインタビューという限られた資料ではあるが、これらの資料を分析することにより、同制度の運用の状況を把握することを試みたい。

1 判決の分析

(1) 人民陪審団制度が適用された事件

表五は2009-2011年の河南省の人民陪審団制度が適用された95件の裁判の判決を対象として、人民陪審団制度が適用された事件の類型を整理したものである。合計95件の裁判の内訳を分析すると、刑事事件における人民陪審団制度の適用率は、3分の2を超えている。そのなかでも、民事および行政事件も全期間にわたって適用対象となった2011年の判決のみを見てみると、30部の判決のうち刑事事件は22件(73.33%)、民事事件は6件(20.00%)、行政事件は2件(6.67%)である。このことからすると、同制度は主に刑事事件で適用される傾向があるといえる。

人民陪審団制度の適用対象となるのは、『試点意見』第6条第1項によ

（表五） 人民陪審団制度が適用された事件の類型

	刑事	民事	行政	合計
件数	64	22	9	95
比率	67.37%	23.16%	9.47%	100.00%

（表六） 刑事事件判決の刑期の比率

刑期	件数	比率
懲役 1 年以下（1 年を含む）	25 件	39.01%
懲役 1 年以上 3 年以下（3 年含む）	11 件	17.19%
懲役 10 年以上	3 件	4.69%
無期懲役	3 件	4.69%

れば、刑事事件の場合、重大な社会的影響があるか、公共と団体の利益、社会の調和と安定に関わる事件、あるいは申訴・信訪といった事件である。しかし、2009年から2011年までの刑事事件64件の判決を見ると、必ずしもそのような事件に人民陪審団制度が適用されているわけではないように思われる。以下、このことを判決中の刑期に関する判断から分析してみることにはしたい。

表六は、2009年から2011年までの刑事事件64件の判決における刑期の比率を整理したものである。刑期だけが事件の性質を全面的に反映しているものとは言えないとしても、56.20%（39.01%+17.19%）を占めている懲役3年以下の事件、特に3分の1以上（39.01%）を占めている懲役1年以下の刑事事件は、「重大な社会影響、公共と団体の利益、社会の調和と安定、信訪」などに関わる事件であるとは直ちには想像できないであろう。前述のような、いわば軽い事件で人民陪審団制度を適用することは、とりわけ費用がかさむことから、社会資源の浪費になるのではないかとと思われるが、それにもかかわらず「重大な社会影響、公共と団体の利益、社会の調和と安定、信訪」などに関わる事件ではないと思われる事件に比較的多く適用された理由としては、法院がノルマ₍₆₂₎に対処するために、『試

(表七) 人民陪審団制度が適用された事件の
審級

	刑事	民事	行政	合計	比率
1 審	61	19	8	88	92.63%
2 審	3	3	1	7	7.37%
合計	64	22	9	95	100.00%

点意見』に定められる対象事件の基準に一致しなくても、運用上、無理に人民陪審団制度を適用したということが考えられる。

また、『試点意見』第 8 条によれば、民商事事件の場合、再審事件であることが要件であるとされている。しかし、同制度が適用された 22 件の民事事件のうち再審事件は一つしかなかった。

表七は、2009-2011 年の河南省の人民陪審団制度が適用された 95 件の裁判の判決を対象として、人民陪審団制度が適用された事件の審級を整理したものである。全 95 件の事件のうち、2 審の事件は 7 件にとどまっている。このことをみると、人民陪審団制度が 2 審でも制度上適用可能であることに対する批判がなされていることは先にみたとおりであるが、実際には慎重に適用されていることもわかる。

(2) 人民陪審団の意見の判決の結論に対する影響

表八は、2009-2011 年の河南省の人民陪審団制度が適用された 95 件の裁判の判決を対象として、人民陪審団の意見が判決の結論に対して有した影響を整理したものである。全 95 件の判決のうち 71 件 (74.74%) の判決において、「人民陪審団が裁判に参加した」だけと言及するのみである (①型)。次いで、14 件 (14.43%) の判決は、「人民陪審団の意見を参考しながら判決を出した」と述べている (②型)。判決で人民陪審団意見を明らかに表明し、それを参考にしたと述べるのは、10 件 (10.31%) であった (③

(62) 前述の 2010 年 4 月 24 日、『試点通知』により、河南省の各法院は、高級人民法院であれば 5 件以上、中級法院であれば 10 件以上、そして基層法院であれば 5 件以上、刑事事件の審理において人民陪審団に参加させなければならない。

(表八) 人民陪審団の意見が判決の結論に対して
有した影響

	刑事	民事	行政	合計	比率
①参加型	51	11	9	71	74.74%
②参考型	5	9		14	14.74%
③重視型	8	2		10	10.52%
合計	64	22	9	95	100.00%

型)。

この③型の10件の裁判は、人民陪審団の意見を重視したものであり、したがって評価すべきものであると一見感じられるかもしれないが、これは『試点意見』第31条および第33条の定める、人民陪審団の意見を秘匿するという規定に違反しているものである。

判決で「人民陪審団が裁判に参加した」だけと書いた71件の裁判（①型）では、合議廷の意見と人民陪審団の意見が同じであったかどうか、人民陪審団の意見が判決に具体的な影響を与えたのか否かは、知るよしがない。

他方、全95件の判決のうち、人民陪審団の意見と合議廷の意見が一致せず合議廷が人民陪審団の意見を拒絶する理由を説明する（第32条）ことも見られず、当然、裁判委員会に提出して討論する（第30条）こともない。

もっとも、第2審の刑事判決のうち、ある判決においては、「人民陪審団の集団討論および合議廷の合議、そして当法院の裁判委員会の討論により、以下の判決を出す……」⁽⁶³⁾と書かれているものが存在する。しかしこの事件も、裁判委員会に置いて協議する理由として人民陪審団と合議廷との相違が挙げられているわけではない。

(63) 「李鋼斌，李建政故意傷害案 河南省洛陽市洛竜区人民法院刑事判決書」案号：(2010)洛竜刑重字-1第03号（判決時間：2010年7月6日）案由：故意傷害罪。

「陳崇勤与張培玲離婚紛糾案 河南省高級人民法院民事裁定書」案号：(2011)豫法民申字第00619号（判決時間：2011年7月18日）案由：離婚紛糾。

以上からみると、実際には、人民陪審団の意見と合議廷の意見とが異なるという状況は、記録上は発生していないと考えられる。ただ、このことが、人民陪審団の意見と合議廷の意見が一致しているか、あるいは合議廷が人民陪審団の意見の影響を受けたことを意味するかと直ちに結論できるわけではなく、逆に、人民陪審団が合議廷の影響を受けた可能性があることも排除できないであろう。

注目すべきは、人民陪審団の参加により法院が第1審では人民陪審団の意見を参考しながら判決したという、ある民事事件である。この事件の当事者は上訴し、第2審の最終審は第1審の判決を維持した。しかし、この当事者は、再度河南省高級人民法院に再審請求し、高級人民法院は当事者の再審請求を退ける裁決をした。この裁決⁽⁶⁴⁾の中で最も主要な理由として挙げられていたことは、第1審判決が人民陪審団の参加による判決であることである。このような判例は非常に少ないものの、「人民陪審団が参加した裁判の判決」ということ自体に決定的な意味を付与することが、法院が当事者に判決に従うように説得する一つの新たな方策になってしまう恐れもある。

(3) その他

この95件の判決のうち11件（刑事事件9件、民事、行政事件各1件）の判決において、人民陪審団の構成員の姓名が明示された。姓名の明示は、判決における人民陪審団の意見の表明と同様に、人民陪審団の構成員の身体安全保護という観点からは非常に問題がある。人民陪審団の構成員の安全に対する措置は、規定されていないので、強化されなければならないと思われる。

また、この人民陪審団が参加した95件の判決のうち27件の判決において、裁判人員の署名のところで、人民陪審員の姓名が記されている。これを見ると、河南省では、人民陪審員制度は、試行されている人民陪審団制

(64) 「陳崇勤与張培玲離婚紛糾案 河南省高級人民法院民事裁決書」案号：(2011)豫法民申字第00619号（判決時間：2011年7月18日）案由：離婚紛糾。

度と併存しているものと判断できる。「司法の民主化」を目的とするこの2種類の制度は、一つの事件においてどのような関係に立つのか、現時点では必ずしも明らかではない。即ち、人民陪審員制度と人民陪審団制度が、対抗的关系におかれるのか、あるいは併存・補完的关系におかれるのかは、これらのどちらがよりよく国民の意見を反映できるのかという点とあわせて、別途検討を要する問題である。

2 人民陪審団構成員名簿の分析

人民陪審団構成員の学歴について、基層法院である浙川県人民法院と南召县人民法院の人民陪審団構成員の名簿⁽⁶⁵⁾を対象として調査した結果は、表九のとおりである。

『試点意見』第12条には、人民陪審団の構成員の学歴要件は中学以上と規定されているが、表九からは、浙川県法院および南召県法院については、大專以上の学歴の人民陪審団の構成員が前者については57.10%、後者については62.62%となっており、いずれも半数以上の割合を占めていることが分かる。全国の総人口の約8.73%を占めるものでしかない大專以上の学歴を基準として選ばれた人民陪審員に、「代表性」がないという人民陪審員制度の問題性は前述したとおりだが、人民陪審団制度において、学歴要件が中学まで下がったとしても、制度運用において同様の問題が現

(表九) 浙川県法院と南召県法院の人民陪審団構成員の学歴

	修士	本科	大專	高校	中專 ⁽⁶⁶⁾	中学	小学	合計
浙川県法院	3	67	296	200	20	53	2	641
南召県法院	2	107	159	113	25	22	0	428

(65) 「浙川県人民法院人民陪審団成員庫」2010-07-12 <http://nyxcfy.hncourt.org/public/detail.php?id=228>, 「南召县人民法院人民陪審団成員庫」2010-07-05 <http://nzxfy.chinacourt.org/public/detail.php?id=104> (最終閲覧2013年7月8日)。

(66) 中学を卒業してから入学する専門学校であり、高校と同じレベルである。

れる兆しが指摘できる。

このほか、杜旗県法院の人民陪審団の構成員名簿⁽⁶⁷⁾によれば、682人中、人代代表が258人、政協委員が205人、一般国民は219人とされている。人代代表と政協委員が人民陪審団の実に3分の2以上を占めているのである。

これらのことから、人民陪審員制度の場合と同じく、人民陪審団の構成員もまた、実際には、エリート化の問題を有していると考えられるのである。

3 人民陪審団制度の運用経費に関する問題

人民陪審団制度の実施にあたっては当地の政府の全面的な財政的支援が得られておらず、多くの場合、法院が自らの予算で負担している。それ故、経費の問題は法院にとって、非常に現実的課題となり、この問題を解決できないかぎり、同制度は立法者の理想通りに運用することができないのである。実際、法院には経費の余裕がないため、人民陪審団を招集する日は、一日中連続していくつもの事件の裁判を行い、そこに陪審団を連続して参加させる場合もある⁽⁶⁸⁾。これは、人民陪審団制度の適用に必要な経費負担という、非常に事務的、具体的な問題が、制度の適切な運用を実現する上で、大きな障害となっている可能性を示唆するものである。

4 小括

以上の判決および人民陪審団構成員名簿の検討、また制度運用にかかる経費の問題からみると、人民陪審団制度は、しばしば『試点意見』を無視する形で運用されている状況にあり、司法における実際の運用の場面で

(67) 「杜旗県人民法院人民陪審団成員庫」2012年12月26日 <http://sqxfy.hncourt.org/public/detail.php?id=559> (最終閲覧2013年7月8日)。

(68) 2011年12月に、筆者が鄭州の基層法院のある裁判官にインタビューして得た情報である。

は、いまだ提唱者の期待した効果を挙げていないと思われる。現在の人民陪審団制度の運用状況からみると、今後の運用状況についても必ずしも樂觀視できない。法院などの機関は、人民陪審団制度の試行過程における制度自体の改善と、制度の実施に際しての関連細則を作ることなどの改善をしなければならない。これらの努力によって、人民陪審団制度が司法の現場に受け入れられていくことが期待される。

むすび——人民陪審団制度の課題と展望

1 人民陪審団制度の課題

以上のように、いまだ人民陪審団制度には、制度上も運用上も、様々な欠点が存在しており、制度の抱える問題に対しては、慎重な対応と、継続的な改革が求められる。

同制度の主要な問題は以下のようにまとめられる。

（1）人民陪審団制度の対象事件の基準

人民陪審団制度の適用対象を決定するにあたっては、社会への重大な影響や、群体利益、社会の調和と安定、関心の高さ、そして申訴と信訪の頻度が、同制度の適用にあたっての重要な基準となる。しかし、これらの基準は客観的とは言えない。特に、これらの多くの基準については、司法の公開・公正という目的より、「維穩」⁽⁶⁹⁾ という政治的な目的が重視されていると思われる。

①法院側の濫用

人民陪審団が裁判に参加することによって、判決に広い範囲の国民の意見を反映することができ、当事者が受け入れやすい判決出されることが、ひいては、申訴と信訪を減らすことができ、社会の調和と安定を図ることが

(69) 維穩とは「社会的安定（穩定）の維持」という中国政府の政策である。

できるということは、確かに望ましいことである。したがって、「維穩」という同制度の政治的な役割については、一概に否定することはできない。しかし、前述の判決の分析において、河南省高級人民法院は当事者の再審請求を退ける最も主要な理由として、再審請求された判決が人民陪審団の参加による判決であることを挙げていたことを明らかにしている。このような現状を前提とすると、人民陪審団が参与した事件の判決に対して、当事者が納得できない場合、法院は「維穩」という政治的な目的を前面に押し出し、人民陪審団（裁判官ではなく、当事者と同じ立場の国民である）が参加した判決であるということを理由として、強引に当事者に判決に従うように説得し、当事者の申訴・信訪を抑え、「維穩」という目的を果たす恐れも排除できない。

また、客観的な基準がないので、法院がノルマに対処するため、無理に人民陪審団制度を適用し、社会資源を浪費する恐れもある。前述の判決の分析のとおり、人民陪審団制度を適用した64件の刑事判決のうち、56.20% (39.01%+17.19%) が懲役3年以下の事件であったことから、制度運用上、人民陪審団制度は罪の軽い事件について適用されていると考えられる。

②当事者による制度の濫用

さらに、このような不明確な基準は、当事者に悪用される恐れがある。例えば、「人代の代表・政治協商委員会の委員・メディアの関心を引く事件」という基準についてみると、当事者や弁護士が、様々なやり方により「関心」を煽ることによって、その事件を人民陪審団制度の対象事件の範疇に入れようとする事態が懸念される。

以上のような問題を解決するためには、更に具体的な人民陪審団制度の適用条件を定めることで、法院の主観的な判断の余地を減少させることが考えられる。例えば、人民陪審団制度の適用される事件として、①刑事事件については、被告人が10年以上の懲役にあたる罪に関わる事件、②民事

事件については、訴額が50万元以上の事件、或は当事者が10人以上に達する事件、③行政事件については、被告が県級以上機関である事件、或は原告が10人以上の群体性訴訟の事件とすることが考えられる。同時に、『試点通知』に見られるような人民陪審団制度の適用に関する各法院に対する最低案件数のノルマという規定も削除されるべきである。各法院が人民陪審団制度を適用すべき案件数という問題は、上級法院の命令によって決められるわけではないからである。

（2）人民陪審団の構成員の選任に関する問題

人民陪審団の構成員の資格要件を、人民陪審員制度における大専以上という基準から、中学以上という基準にまで下げること、国家公職人員、人民陪審員の比率の上限設定と選任手続の簡略化などにより、より多くの層の国民が人民陪審団の構成員になることができると思われる。

しかし、実際は、前述した浙川県法院と南召県法院の人民陪審団構成員の実施の結果を見ると、半分以上は大専以上である。杜旗県法院の人民陪審団の構成員名簿では、人代代表と政協委員が人民陪審団の実に3分の2以上を占めているのである。

『試点意見』が人民陪審団構成員の「代表性」を拡大するという目的で資格要件を下げていたことも、国家公職人員、人民陪審員の比率の上限を設定したことも、中国の現状からすれば、一定の合理性はあると思う。しかし、制度運用上、人民陪審団構成員は、人民陪審員制度における人民陪審員がエリート化した問題と同様の問題を抱えていると思われる。これは、選任手続が不合理であり、現実状況とかけ離れているという問題に原因があると考えられる。この人民陪審団構成員のエリート化という問題については、運用上の問題の原因を分析し、更に合理的、現実的な選任手続を探求しなければならないが、選挙方式については、中国1950年代の人民陪審員制度⁽⁷⁰⁾において、人民陪審員が基層人民代表大会による選挙、或は住民からの直接選挙により選挙されていた方法を参考にすることができ

るだろう。

(3) 再任の問題

人民陪審団の構成員の任期は3年間と規定され、人民陪審員の5年間の任期より短くなっているが、再任についての規定はない。人民陪審団制度が試行されてからさほど時間が経っていないため、再任による問題はまだ生じていないが、人民陪審員制度のように、多くの再任者の存在が他の国民の裁判に参加する機会を奪うという問題が生じる恐れはあると考えられる。

このほかにも、人民陪審団制度の試行に伴って、多くの運用上の問題が生じるはずである。試行に伴って、同制度の改善も続いてされなければならない。

2 人民陪審団制度の意義と展望

(1) 意義

前述のように、人民陪審団制度に対する各反対意見にも傾聴すべき点があり、様々な制度自体の問題および運用上の問題が存在している。しかし、前述の四（人民陪審団制度と人民陪審員制度の比較）の検討からは、同制度は人民陪審員制度の改革として、いくつか先進的なところがあるということとは認められるのではないか。

また、最も重要なのは、2005年から再び整備された人民陪審員制度の改革に限界が見えているなかで、人民陪審団制度は憲法と法律に違反しない限りで、人民陪審員制度を実質的に改善するものであり、人民陪審員制度に対する部分的な「修繕」ととどまるというよりも、人民陪審員制度の根本的な欠点を明らかにすることとなったということである。この人民陪審

(70) 中国1950年代の人民陪審員制度の状況については、別稿で紹介する。

団制度については、現行の人民陪審員制度の革新という、その意義自体は肯定されるべきであろう。

（２）展望

河南省の人民陪審団制度については、改善の努力と並行して、引き続きその整備の必要があると思われる。試行中の改革として、単に法律上の根拠がないとか、あるいは世界各国の共通認識に背離するというような理由だけで制度自体を簡単に否定するのは早計であろう。訴訟制度の革新としての人民陪審団制度の価値を認め、新しい制度の成長と発展のために、より多くの時間を与えていくことはもとより、より多くの機会を与えていく必要もまたあると思われる。人民陪審団制度により、司法権に対して国民の意見を反映する道を提供し、司法裁判の透明度を高め、司法の公開・公正を推進するとともに、裁判の申訴率と「涉诉信訪」のなされる率が減少することが期待されている。人民陪審団制度は、更なる改善により、中国の現状に相応しい制度となること、現行の人民陪審員制度の改革のモデルを提供し、司法制度の改革を推進することが期待される。

全人代と最高人民法院は、河南省の人民陪審団制度に対して、当初から賛成の態度はとっていなかったが、反対もしていなかった。学界の批判と支持が交錯する中で、人民陪審団制度の試行は続けられている。ここ数年来、人民陪審団制度は河南省で試行の範囲が拡大され、対象となる事件の種類も拡大され、人民陪審団制度の実績もますます蓄積されてきた。

さらに、2012年12月18日の『法制日報』によれば、最高人民法院は全人代第11期第5回会議の間に、安東をはじめとする30名の代表による、中国独特の人民陪審団制度を設立するべきという全人代内務司法委員会の提案に対し、現行の人民陪審員制度の運用上の問題の調査・研究を最高人民法院が行う、とのことである。また、最高人民法院は、「人民陪審団制度を設立するか否かは、国家の司法制度における重大な変革であり、立法機關の承認を受けなければならない。全人代常務委員会が関係する法律の改善

を検討するにあたって、人民陪審団制度も検討されることを望む」と考えている、とのことである。全人代内務司法委員会は、『決定』は人民陪審員制度の法的根拠であり、最高人民法院は『決定』の実施状況（における問題）を総括し、人民陪審員制度の発展を促進することを望んでいるとのことである⁽⁷¹⁾。したがって、最高人民法院も人民陪審団制度が人民陪審員制度の問題を解決する一つの案であることを認め、これを立法機関に提案しようとしていると考えられる。

いずれにしても、この地方における「実験」が、今後の中国司法の動向にいかなる影響を及ぼし得るのか、あるいは地方の「実験」のまま終わるのか、なお未知数であるが、中国司法の発展にとって重要な兆候として今後とも注目していく必要があるだろう。

(71) 「最高法院將調研人民陪審員制度」『法制日報』2012年12月18日

人民陪審団制度の試行業務の展開に関する 河南省高級人民法院の意見（試行）

2010年4月24日

- 第1条 司法の人民性を保障し、全面的に裁判公開の原則を実行し、司法の民主化を推進し、広範に人民群衆を裁判に参加させ、裁判を監督させ、民意の疎通と表現の仕組みを創造し、裁判を更に民情に近づけさせ、更に民意に合致させ、法律的效果と社会的効果を有機的に統一させるため、憲法と法律の精神・原則にのっとり、また、中央の司法体制と活動の仕組みの改革を深化させる要求及び「人民法院第3次5年改革綱要（2009-2013）」の規定にのっとり、本『意見』を制定する。
- 第2条 人民陪審団制度の試行業務は、法令に従い行うという原則を堅持し、憲法、法律、法規および司法解釈の規定に抵触してはならない。
- 第3条 人民陪審団制度の試行業務は、事実に基づき、真実を求め、着実に推進するという原則を堅持する。各級の法院は、本法院の裁判の実際の状況に基づいて、対象事件の範囲を慎重に合理的に確定し、積極的かつ穏当に関連の作業を行う。
- 第4条 人民陪審団制度の試行業務は、民主、平等、公平、公開の原則を堅持する。人民法院は十分に人民陪審団の意見を聴取し、裁判の重要な参考としなければならない。
- 第5条 人民陪審団構成員は、独立して意見を発表する。合議廷と訴訟参加人は、明示あるいは黙示の方式で、人民陪審団構成員を誘導または妨害してはならない。
- 第6条 次に掲げる刑事事件の場合、人民陪審団を組織し、裁判に参加させることができる。

- (1) 重大な社会的影響がある事件；
- (2) 群体利益（公共と団体の利益）に関わる事件；
- (3) 当事者の間の対立が激しく社会の調和と安定に影響を及ぼす事件；
- (4) 人代の代表，政治協商委員会の委員またはメディアが重大な関心を有する事件；
- (5) 当事者が何度も申訴（再審請求）または信訪した事件；
- (6) 被告人またはその弁護人が一定の証拠または根拠を挙げ，無罪を主張する事件；
- (7) 婚姻，家庭，町内での紛糾が争われ，被告人に対して処罰の軽減の可能性がある事件；
- (8) 当事者が人民陪審団の裁判への参加を申請した事件および人民陪審団の参加がふさわしいと思われるその他の事件；

第 7 条 重大，難解，複雑な行政事件の場合，人民陪審団を組織し，裁判に参加させることができる。

第 8 条 当事者間において紛争が激化し，またはメディアが重大な関心を有する民事・商事事件の再審事件の場合，人民陪審団を組織し，裁判に参加させることができる。

第 9 条 次に掲げる事件の場合，人民陪審団を組織し，裁判に参加させてはならない。

- (1) 簡易な手続による裁判を適用する事件；
- (2) 法律が審理を非公開としなければならないと規定している事件；
- (3) 人民法院が人民陪審団の参加が適当でないと判断する事件。

第 10 条 各基層法院は，郷・鎮・街道弁事処を経て，村民委員会または住民委員会が推薦した基層群衆により人民陪審団構成員のデータベースを作成する。

各県，区人民陪審団構成員のデータベースの人数は，500 人を下回らないこととし，可能ならば，構成員のデータベースの人数を逐次拡大することできる。人民陪審団構成員のデータベース中，国家公職人員

と人民陪審員は、合算して、人民陪審団の構成員の名簿の30%を超えてはならない。

人民陪審団構成員のデータベースを作成する手続は、次のとおりとする。（人民陪審団構成員は、）村民委員会または住民委員会から推薦され、郷・鎮・街道弁事処の審査と基層法院の決定などの手続を経て、中級法院に報告、記録される。中級法院は、管轄する区域における人民陪審団構成員のアドレス帳を作らなければならない。

中級法院は、管轄する区域における基礎人民法院の人民陪審団構成員に招聘状を統一的に授与し、招聘する期間は3年間である。

第11条 人民陪審団構成員のデータベースを作成するときは、性別、民族などを区別して、区分されたデータベースを設けることができる。
事件の当事者が女性である場合、人民陪審団構成員の女性のデータベースから無作為で一定数の人民陪審団構成員を抽選する。被告人が少数民族である場合、少数民族のデータベースから無作為で一定数の人民陪審団構成員を抽選する。

第12条 人民陪審団構成員は、次に掲げる条件に合致しなければならない。

- （1）中華人民共和国憲法を擁護すること；
- （2）23歳～65歳の中国の公民であること；
- （3）一般的に、中学以上の教育レベルであること；
- （4）品行が良好であり、公道正派（正義・真剣）で、刑事処罰を受けたことがないこと；
- （5）身体が健康であること；
- （6）熱心に裁判活動に参加し、かつ、人民陪審団の仕事に参加する時間があること。

第13条 人民陪審団構成員が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、基層人民法院が調査し、事実と確信できる場合、中級法院に報告し解任を求める。

- （1）本人が人民陪審団構成員のデータベースからの退出を申請する場合
- （2）正当な理由がなくて、二度に渡り裁判および人民陪審団会議へ

の参加を拒否した場合

(3) 裁判に関わる法律および規定に違反し、人民陪審団の正常な活動に影響を及ぼす場合

(4) 刑事責任を追及され、またはその他の原因により、人民陪審団構成員になることが相応しくない場合

第14条 人代常務委員会の委員、人民法院、人民検察院、公安機関、国家安全機関および司法行政機関の職員等は、人民陪審団の構成員になることはできない。

第15条 人民法院は、人民陪審団に裁判への参加を要請しようとするときは、人民陪審団の構成員名簿の中から無作為で20~30人を抽選し、その上で、各構成員の忌避事由の有無や、裁判に出席できるかどうかなどの状況を踏まえ、最終的に9~13人(奇数)の人民陪審団を選出しなければならない。

省法院、中級法院は、人民陪審団に裁判への参加を要請しようとするときは、裁判の法廷の所在地の基層法院の人民陪審団構成員データベース中から直接無作為で抽選しなければならない。基層法院が代わりに抽選してはならない。

第16条 人民法院は、人民陪審団に裁判への参加を要請しようとするときは、合議廷が院長〔日本裁判所の各部の総括幹事〕に報告し、主管の院長の許可を受けた後に実施する。

第17条 人民法院は、人民陪審団に刑事事件の裁判への参加を要請しようとするときは、合議廷が予め公訴機関の意見を求める。

第18条 人民法院が参審人民陪審団構成員の名簿を確定するときは、関連の法令、法規の規定に厳格に照らし、要請しようとする人民陪審団構成員の身分、事件と利害関係等の状況があるかどうかを真剣に審査しなければならない。利害関係がある場合、当該事件の人民陪審団構成員として確定してはならない。

- 第19条 人民陪審団構成員は、本人が事件と利害関係を有すると認めるときは、自ら忌避しなければならない。
- 第20条 人民陪審団構成員は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、忌避しなければならない
- （１）当該事件の当事者または当事者・訴訟代理人の親族である場合；
 - （２）当該事件を担当したことがある証人，弁護人，訴訟代理人である場合；
 - （３）当該事件の当事者との関わりがあり，人民陪審団の正常な活動に影響を及ぼすおそれがある場合。
- 第21条 人民陪審団構成員を確定した後，合議廷は，速やかに公判の期日と場所を各構成員に告知し，事件の関連状況を通知しなければならない，起訴状，被告人の弁護意見，一審判決書，上訴状，検察院の控訴状，再審の最終判決書等のコピーを人民陪審団構成員に発送する。
- 第22条 人民法院は，公判の３日前に，人民陪審団の構成の状況を公訴機関，被告人および弁護人，刑事付帯民事訴訟の当事者，行政事件と民商事事件の再審事件の当事者に告知しなければならない。もし以上の人員が人民陪審団構成員が当該事件と関係があると認めて異議を出す場合には，合議廷が人民陪審団を調整するかどうかを決定する。
- 第23条 人民法院は，裁判席の片側または両側に“人民陪審団専用席”を設置しなければならない。
- 第24条 人民陪審団構成員は，公判で裁判の内容に対して疑問があるときは，書面質問を裁判長に提出し，合議廷は，必要があると認めるときは，裁判長から質問を出す。
- 第25条 人民陪審団の会議の前に，合議廷は，裁判の論争の焦点，適用する法令と証拠規則等について，必要な指導と解釈を与えることができる。
- 第26条 人民陪審団の会議の前に，人民陪審団構成員は，事件の当事者，訴訟

代理人と接触してはならない。

第27条 休廷した後は、人民陪審団は、直ちに人民陪審団会議を開かなければならない。

人民陪審団会議は、人民陪審団構成員全員による推薦または裁判長による指名に基づいて団長を決定し、団長が人民陪審団会議を主宰する。人民陪審団の構成員は、事件について証拠の認定や、事実の認定、法律の適用、裁判の結果等について意見を発表することができ、討論を行い、人民陪審団の意見を書面に記し、人民陪審団全員がこの書面意見に署名する。

人民陪審団は、全員一致の意見を述べることも、多種多様な意見を述べることもできる。

人民陪審団会議が終わった後に、団長が書面意見を裁判長に提出する。

人民陪審団の書面意見は、巻宗（事件審理の書類ファイル）の副巻（付属公文書）として保存されなければならない。

第28条 事件の状況と条件に応じて、人民陪審団の意見は、法廷で発表され得る。

第29条 人民陪審団が意見を提出した後は、合議廷は、事件を評議する際に、人民陪審団の意見を必ず参照しなければならない。

人民陪審団の意見が全員一致でないときは、合議廷は、人民陪審団の様々な意見について、事実と法律の根拠を全面的に考慮し、合理的な意見を採用しなければならない。

合議廷は、法院の裁判委員会および上級法院に対してその事件を報告するときは、人民陪審団の書面意見をありのままに報告しなければならない。

第30条 人民陪審団の一致の意見または多数意見と合議廷の結論が一致しないときは、事件を当法院裁判委員会に提出して討論しなければならない。

- 第31条 判決を作成するときは、人民陪審団の意見を明記しない。
- 第32条 人民陪審団制度の審理を試行する事件においては、判決の効力が成立した後に、人民法院は、速やかに判決のコピーを人民陪審団の構成員へ発送しなければならない。
人民陪審団の意見を採用しないときは、合議廷は、不採用の理由を判決中で説明しなければならない。
- 第33条 人民法院は、人民陪審団構成員が人民陪審団会議で発表した意見を秘密にし、かつ、法令に基づき、その人身の安全を保護しなければならない。
- 第34条 人民法院は、郷・鎮、街道の弁事処と合同に、人民陪審団構成員データベースの人員に対して、裁判の手續、証拠規則等の基本的法律知識について研修を行う。
- 第35条 審理が当日に終了しないときは、人民陪審団の団員は、まとまって食事と宿泊をし、人民法院が手配する。
- 第36条 人民法院は、人民陪審団構成員が裁判に参加できるよう、必要な便宜を提供しなければならない。人民陪審団構成員に必要な交通費と食事代などの補助費を支給する。その基準は、人民陪審員の補助方法を参照することができる。
余裕のある地域の人民法院は、現地政府に対し前述の経費を財政予算中の単独の項目とするよう要望することができる。
- 第37条 各中級法院は、当意見に基づき、現地の実情を加味し、具体的実施意見を制定し、省法院の刑事一廷、行政廷、審監廷、研究室に報告し、記録させることができる。
- 第38条 当意見の解釈権は、河南省高級人民法院にある。